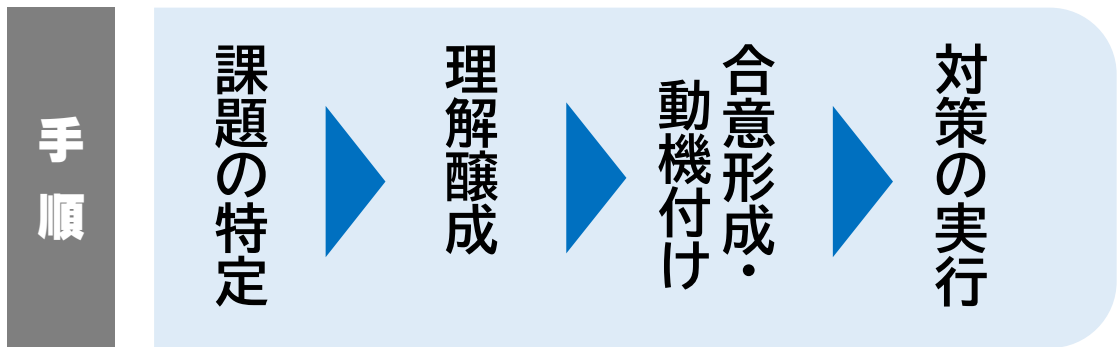


# 3 集落全体での対策指導

## 集落での対策の進め方

集落全体で獣害対策を進める上では、被害農家に限らず多くの住民に参画してもらうことが重要ですが、「集落」という組織は、会社組織と異なり住民一人一人の考え方ややる気がバラバラです。

対策を実行する際には、地域の課題を洗い出し、共通認識を持つことで住民の合意形成を図りましょう。その上で、実行できる対策の検討を始めましょう。

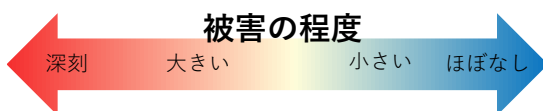
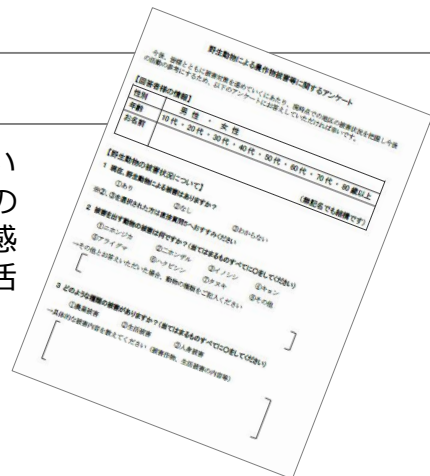


## 地域の課題特定

地域の課題がわからなければ、講じるべき対策も見えてきません。状況や課題を把握する際には、被害農家など特定の個人からの意見に偏らず、客観的に地域の状況を把握するよう気を付けましょう。

### ▶ アンケート調査の実施

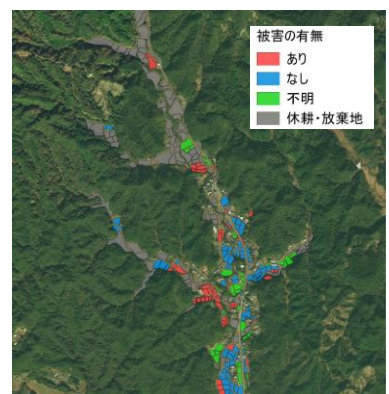
通常実施している被害状況調査では把握できない状況についても項目に加えましょう。また、被害の状況については、数字的なものだけでなく、住民感情も調査することで数字に表れない家庭菜園や生活被害についても調査が可能です。



### ▶ 既存データの整理、可視化

被害や捕獲の状況を整理することで、状況を可視化するとともに対策の優先順位を決定する際に役立てましょう。

位置情報が付加されたデータがあれば、GISソフトを用いて地図上に重ね合わせることでより視覚的に状況を把握することができます。



▶ GISで作成した被害状況マップの例  
アンケート調査と現地踏査のデータを基に作成

## 住民の理解醸成（研修会の開催）

研修会では、技術的な話だけではなく“なぜ獣害対策を地域で実施するか”などの獣害対策の考え方についても研修テーマとしましょう。

また地域の課題に合った研修会を開催するため、環境省の「鳥獣プロデータバンク」や、農林水産省の「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー」を活用し、地域の課題とマッチした専門家を講師としましょう。

### ◇鳥獣関係の専門家掲載情報

環境省 鳥獣プロデータバンク

<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort1/effort1.html>

農林水産省 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー

[https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/h\\_adviser/index.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/h_adviser/index.html)



## 動機付けと合意形成（ワークショップ）

住民のモチベーションを向上させるとともに、獣害対策への足並みを揃え、具体的な対策を皆で検討しましょう。議論を整理しスムーズに進行させるため、ファシリテーター（進行役）は、行政担当者や専門家が担うと良いでしょう。

また、可能であれば獣害に関して話し合う場を、定期的な会合の中に位置付けて、進捗状況や課題の確認を行いましょ。

### POINT：意見聴取

なるべく参加者全員から意見を聞きましょう。ブレインストーミングなどの方法が有効です。

### ワークショップの進め方

現状の再確認

地域の課題整理

解決策の検討

実行する対策の周知

### POINT：支援策の提示

具体的な策を検討する際には経済的視点も重要です。行政からの支援メニューがあれば予め提示しましょう。

### POINT：実施時期の検討

すぐに実行できることと、数年かかることを分類しましょう。すぐにできることは実施時期まで具体的に検討しましょう。

### POINT：回覧板の活用

参加できなかった住民にも決定事項を周知するため、地域の回覧板を活用しましょう。



## 動物の餌となるものの除去（環境整備）

人が餌とっていなくとも、集落内には良質な餌が溢れています。これらを放置しておくで動物たちに餌を与えることと同じ結果を招きます。

### 二番穂・落穂

人が餌と思わないものNo.1  
冬場の貴重な食料になっています

### 収穫残さ

規格外の野菜や傷物の味は人が食べるものと変わりありません

### 生ごみ

野菜くずはもちろん、魚の生ごみもイノシシやアライグマの餌となります



## 集落内の5大ごちそう

### 放任果樹

初夏：ピワ  
秋：カキ・クリ  
冬：柑橘類  
温暖な千葉県は放っておいても立派な果物が成ります

### 柵のない農地

無防備な野菜は餌と変わりありません

### 餌となるものの無くし方

- 二番穂・落穂  
→刈り取り後、早めにすき込む
- 生ごみ  
→一般廃棄物として処理もしくは掘り起こされないよう埋設
- 柵のない農地  
→柵を設置！！
- 放任果樹  
→早めの収穫、収穫意志がなければ伐採
- 収穫残さ  
→掘り起こされないよう埋設もしくは廃棄場所に柵を設置

▶農地の山際に捨てられた野菜は動物が近づきやすい埋設する場合も山際から離れた方がよい



捕獲

環境整備



栄養：減

繁殖：減  
死亡：増

増加抑制！

目に見えて動物の数が減る「捕獲」に比べて、「環境整備」は効果が表れることに時間がかかることもあって、怠りがちな対策です。しかし、餌となるものを除去することで、栄養状態の悪化から死亡率の上昇、繁殖率の低下を招いて結果的には動物の増加を抑制することができます。

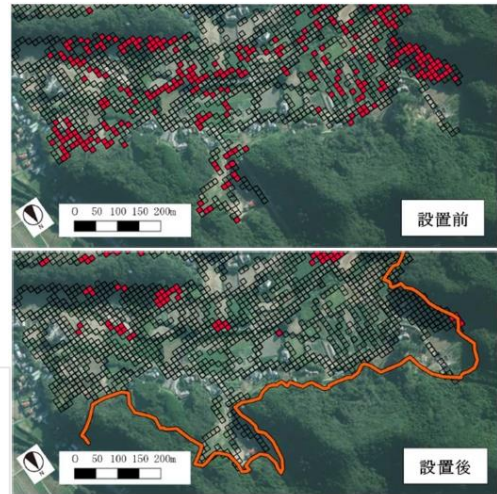


## 広域的な防護柵の管理

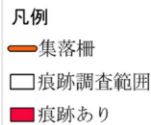
集落全体を囲う広域的な防護柵は、個別に設置する防護柵に比べて、少ない設置コストで動物の侵入を防ぐことが可能です。

ただし、県内には設置後の維持管理が行き届かず全く機能していない広域的な防護柵も見受けられます。

防護柵の導入前には、設置後の維持管理もセットで検討しましょう。



▶広域的な防護柵の設置前後におけるイノシシの痕跡の発生状況



図引用元：令和元年度 試験研究成果普及情報  
(農林総合研究センター，集落柵の設置と維持管理による効果的なイノシシ被害対策)

### 設置時のPOINT

- **山奥に設置しない**  
→アクセスに時間がかかると点検作業が怠りがちになります
- **作業路を確保する**  
→本格的な整備は必要ありませんが、人が歩けるようにしておきましょう。  
また、道路わきに設置すると作業路の整備も必要なく、点検も容易です。
- **極度の斜面に設置しない**  
→土砂が堆積しやすく、動物の侵入個所となります。
- **開口部は柵を折り返す**  
→河川や道路など柵を設置できない開口部は、侵入個所となります。

▶開口部の柵を折り返して設置した例



柵の点検は月1回を目途に実施し、下記のような箇所がないか点検しましょう。点検作業は、特定の人に作業負担が偏らないようにするか、作業対価を集落で支払うことで、集落全体で柵を維持する意識を保ちます。

### 広域的な防護柵の侵入事例



倒木による破損



動物による破損



土砂堆積による  
高さ不足・破損

## サルの追い払い

加害獣のうち、サルは他の動物と異なり、以下の生態であるため追い払いによって集落から遠ざけることが可能です。

- ①まとまりのある集団
- ②決まった範囲を行動
- ③日中に行動



### ▶正しい追い払い方法

これまでの研究により、追い払いの正しい方法が確立されつつあります。追い払いは、被害農家以外の地域住民の協力も不可欠なので、集落の多くの人に参加してもらえよう研修会等で追い払いの必要性を説明しましょう。



### 追い払い 4 箇条

#### ●誰もが追い払う

→追い払いは、人を怖いと学習させる作業です。特定の人だけ怖がらせても意味がありません。

#### ●集落内のどこでも追い払う

→集落内に出没したらどこでも追い払いをすることで「集落に出てくること＝怖い」と学習させることができます。他人の農地はもちろん道路わきの藪でも追い払いましょう。

#### ●いつでも追い払う

→被害が出る時期だけでなく冬季の作物がない時期でも追い払いましょう。

#### ●サルが圃場から遠く離れるまで

→圃場から姿が見えなくなっても背後の藪に隠れてしばらく様子を見ていることがあります。サルが遠く離れるまで追い払いましょう。



▲道路わきの藪で見かけたときも集落内であれば追い払う！

重要なのは、

サルに“人が怖い、集落は危険”と学習させること

サルにとって最も怖いものは、ロケット花火などの道具ではなく人間です。どんな道具を使うかということにこだわらず、上記の4箇条を心がけましょう。

# 捕獲体制の構築

捕獲行為は、狩猟免許を持った人しか実施できませんが、有害鳥獣捕獲（特にわな捕獲）においては地域の方が協力できる部分もたくさんあります。捕獲は、地域内の特定の人に負担が偏りがちになったり、苦勞が多い作業であるため、それぞれの地域にあった体制を構築しましょう。

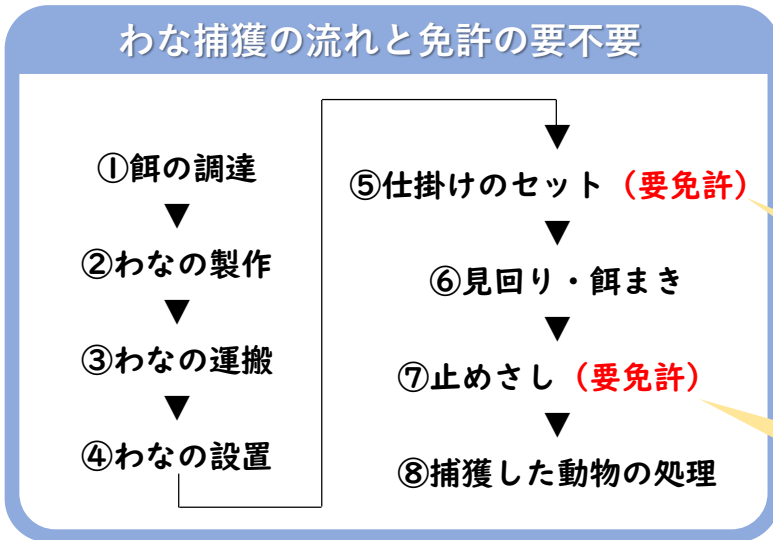
## わな捕獲マニュアルもCheck!

具体的な捕獲方法は、県が別途作成している「千葉県イノシシ・ニホンジカわな捕獲マニュアル」をご参照ください。



## ▶ 狩猟免許を持たなくてもできること

捕獲行為を主体的に行う人は、捕獲許可とともに狩猟免許が必要となりますが、下記の項目のうち、仕掛けのセットと止めさし以外は免許を持たない地域住民でも協力が可能です。



### ※注意※

通常の仕掛けのセット（わなが動物を捕まえることのできる状態）以外にも、誤作動時の再セットも免許を必要とします。

### ※注意※

銃器以外の刃物等を用いて止めさしをする場合は、免許は不要です。ただし、止めさしは危険を伴うことから免許非所持者単独での作業は控えましょう。

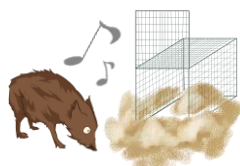
## ▶ 体制構築・捕獲にあたっての注意点

### 注意点その1 集落近くにわなを設置

被害を出す動物は集落近くで行動しています。山奥の10頭よりも集落近くの1頭を捕獲したほうが被害軽減効果は高いです。

### 注意点その2 餌を撒き過ぎない

誘引餌の撒き過ぎは、放任果樹等と同様に間接的な餌付けとなります。



### 注意点その3 捕獲報償費の取り扱い

自治体から支払われる報償費は個人に支払われますが、免許非保持者も含めて地域で捕獲で取り組んだ場合は、各集落ごとにルールを作りましょう。

### 【捕獲報償費の取り決めルール事例】

#### （事例1）少数の免許所持者のみで実施

→ 報償費は全額個人に。場合によっては自治会費から捕獲活動費を援助。

#### （事例2）多数の免許所持者で実施

→ 報償費は集落でプールし、後日分配。

#### （事例3）少数の免許所持者と多数の非免許所持者で実施

→ 報償費のうち7割を個人に、3割を自治会費とし、自治会費としたお金は後日イベント等に使用して住民に還元。